

3月の納税

後期高齢者保険料・・・9期

忘れずに納めましょう
納税は便利な口座振替で

納期限／4月1日(月)

登米市の人口・世帯数
(令和6年1月末現在)

地区	世帯数	人口(人)			(前月比)
		男	女	計	
迫	7,670	9,377	9,814	19,191	(▲30)
登米	1,747	2,087	2,287	4,374	(▲9)
東和	2,214	2,707	2,758	5,465	(▲20)
中田	5,277	7,328	7,534	14,862	(▲28)
豊里	2,151	3,013	3,048	6,061	(▲8)
米山	2,792	4,049	4,142	8,191	(▲14)
石越	1,492	2,130	2,139	4,269	(▲9)
南方	2,710	3,881	4,059	7,940	(▲5)
津山	1,107	1,359	1,496	2,855	(▲7)
合計	27,160	35,931	37,277	73,208	(▲130)

※上記人口・世帯数には外国人住民も含まれています

市内の交通事故発生状況
(令和6年1月末現在) ※佐沼・登米警察署調べ

	R6	R5	増減数
人身事故発生件数	6件	8件	▲2件
死者数	0人	0人	0人
負傷者数	6人	8人	▲2件
物損事故発生件数	94件	82件	12件

※R6年1月からの延べ件数(前年同時期と比較)

警察署からのお知らせ

年明けから、宮城県内では交通事故が連続して発生しています。ハンドルを握ったら運転に集中し、安全運転を心掛けましょう。

1月の災害件数

	火災	救急	救助
令和6年累計	3件(3件)	301件(301件)	4件(4件)
前年同月	3件	361件	0件

3月7日は消防記念日です。地域住民全員が「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深める日です。

ハローワークはさま発行求人情報
ハローワークはさまざま発行している求人情報を掲載掲載日は祝日を除く毎週火曜日の午後3時です

障がい者の使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。

● **自動車燃料助成事業**

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・2級・内部3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級で自動車所有し運転する、またその自動車を障がい者のために運転する同居者②身体障害者手帳下肢3級で、自動車を所有し運転する③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、18歳未満で身体障害者手帳1・2・内部3級の人のために自身が所有する自動車を運転する同居者

※福祉タクシー利用助成事業や透析患者通院費助成事業を利用している人、社会福祉施設入所者、申請時に継続して3カ月以上入院している人、生活保護受給者は対象外

【持参するもの】障害者手帳、運転免許証、車検証および電子車検証の場合は自動車検査証記録事項、印鑑

● **福祉タクシー利用助成事業**

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳3級のうち、呼吸機能障がい者で、酸素濃縮器を常時利用している、または体幹・下肢機能障がい者で車いす移動に限られる②療育手帳A③精神障害者保健福祉手帳1・2級

※障害者自動車燃料費助成事業や透析患者通院費助成事業の利用者は対象外

【持参するもの】障害者手帳、印鑑

● **共通事項**

【申請】3月1日(金)から、各総合支所市民課で受け付け

※令和5年1月1日以降の転入者は、転入前住所地の住民税課税(非課税)証明書が必要です

【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552
☎ 0220(58)2375

当する人①身体障害者手帳1・2級②身体障害者手帳3級のうち、呼吸機能障がい者で、酸素濃縮器を常時利用している、または体幹・下肢機能障がい者で車いす移動に限られる③療育手帳A④精神障害者保健福祉手帳1・2級

※詳細は、市公式ホームページを確認ください

【申請・問い合わせ】総務部税務課(市民税係)

☎ 0220(22)2163

▼ **価格高騰の負担を軽減 燃料券を配布しています**

市では、エネルギーなどの価格高騰による市民の経済的負担の軽減を図るため、「登米市燃料券」を配布しています。

【対象者】令和6年1月1日時点で市内に住民登録のある人

【燃料券】1人当たり3千円分

【使用期間】2月15日(木)～5月31日(金)

【使用対象】灯油、ガソリン、軽油の購入

【配布時期】1月下旬～2月末

※世帯主あてに世帯分をまとめて、ゆうパックで配送しています

【問い合わせ】産業経済部地域ビジネス支援課(地域ビジネス支援係)

☎ 0220(34)2706

相談

生活や仕事などの悩み相談に応じます

【日時】3月12日(火)午前10時～午後4時

【場所】迫公民館

【相談料】無料

【問い合わせ】そ・えーる登米

☎ 0220(23)8610
☎ 0220(23)8665

軽自動車の名義変更や車検はお早めに

毎年3月は、名義変更、廃車などの各種手続きや検査申請が集中し、大変混雑します。特に週末や中旬以降は混み合うことが予想されます。申請などを予定している人は、早めの手続きをお願いします。

【問い合わせ】軽自動車検査協会宮城主管事務所

☎ 050(3816)1830

借金に関する無料法律相談

【日時】3月22日(金)午後1時～3時50分(要電話予約)

【場所】市役所南方庁舎

障がい者の自立に向けて「つ」相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

担当【佐竹孝行(司法書士)】相談申し込み

☎ 0220(58)2117

【相談料】無料

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)

☎ 0220(58)2118

障がい者などの軽自動車税を減免します

身体障害者手帳などを持ち、一定の要件に該当する場合、軽自動車税を減免します。

令和5年度に減免申請をした人は、3月下旬に申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、提出してください。

活用ください 勤労者融資制度

市は、東北労働金庫と提携し、勤労者の生活安定を目的に低金利で各種資金を融資しています。

【対象者】①市内に住所を置き、勤労している②申し込み時の年齢が18歳以上、勤続年数1年以上、前年の年収が150万円以上③東北労働金庫の審査基準を満たせること

■ 融資条件

資金	金利	融資額	返済
生活資金	2.75%	100万円	7年
教育資金	1.45%	300万円	10年
福祉資金	1.25%	100万円	7年
自動車資金	1.45%	200万円	7年

【申し込み問い合わせ】東北労働金庫迫支店

☎ 0220(22)6511

高齢者・障がい者の成年後見・相続・遺言相談

無料電話相談に応じます。

【日時】3月20日(水・祝)午前10時～午後4時

【相談受付】(予約不要)

☎ 022(221)6870

※同日、宮城県司法書士会館(仙台市)で面接相談も実施します。(要予約)

【申し込み問い合わせ】宮城県司法書士会

☎ 022(263)6755

1月の災害件数

令和6年累計

火災 3件(3件)

救急 301件(301件)

救助 4件(4件)

前年同月

火災 3件

救急 361件

救助 0件

ハローワークはさま発行求人情報
ハローワークはさまざま発行している求人情報を掲載掲載日は祝日を除く毎週火曜日の午後3時です

寄付

ご寄付いただき、ありがとうございます。ごさいました。(12月受納)

● 株式会社アイ・ケー・エス様／小中学校、子育て支援施設、図書館等用・絵本110冊(12月14日)

● 医療法人社団恭護会上杉皮膚科医院様／子育て支援センター、児童館用児童図書179冊、保育用品78個(12月19日)

● 市内在住個人(匿名)様／感染症予防に現金20万円(12月20日)

● 市外企業(匿名)様／市の公益に現金10万円(12月25日)

【問い合わせ】総務部総務課(総務係)

☎ 0220(22)2091

婚姻新生活支援事業の補助内容が変わります

市は、新婚世帯に対して、住居費や引越費用の一部を補助しています。令和6年度から、補助要件および上限額が次のとおり変更になります。

【対象要件】▼令和5年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日に婚姻した新婚世帯

▼令和6年度：令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻した新婚世帯

※令和6年4月1日以降に婚姻した場合は、夫婦所得額合算額が500万円未満

【補助上限額】▼令和5年度：一律30万円

▼令和6年度：夫婦の双方が29歳以下の新婚世帯：40万円、夫婦の双方または一方が40歳以上の新婚世帯：20万円、その他の新婚世帯および令和6年1月1日～3月31日に婚姻した新婚世帯：30万円

結婚新生活支援事業の補助内容が変わります

市は、新婚世帯に対して、住居費や引越費用の一部を補助しています。令和6年度から、補助要件および上限額が次のとおり変更になります。

【対象要件】▼令和5年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日に婚姻した新婚世帯

▼令和6年度：令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻した新婚世帯

※令和6年4月1日以降に婚姻した場合は、夫婦所得額合算額が500万円未満

【補助上限額】▼令和5年度：一律30万円

▼令和6年度：夫婦の双方が29歳以下の新婚世帯：40万円、夫婦の双方または一方が40歳以上の新婚世帯：20万円、その他の新婚世帯および令和6年1月1日～3月31日に婚姻した新婚世帯：30万円

活用ください 勤労者融資制度

市は、東北労働金庫と提携し、勤労者の生活安定を目的に低金利で各種資金を融資しています。

【対象者】①市内に住所を置き、勤労している②申し込み時の年齢が18歳以上、勤続年数1年以上、前年の年収が150万円以上③東北労働金庫の審査基準を満たせること

■ 融資条件

資金	金利	融資額	返済
生活資金	2.75%	100万円	7年
教育資金	1.45%	300万円	10年
福祉資金	1.25%	100万円	7年
自動車資金	1.45%	200万円	7年

【申し込み問い合わせ】東北労働金庫迫支店

☎ 0220(22)6511

障がい者の自立に向けて「つ」相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません

障がい者などの軽自動車税を減免します

身体障害者手帳などを持ち、一定の要件に該当する場合、軽自動車税を減免します。

令和5年度に減免申請をした人は、3月下旬に申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、提出してください。

担当【佐竹孝行(司法書士)】相談申し込み

☎ 0220(58)2117

【相談料】無料

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)

☎ 0220(58)2118

障がい者の自立に向けて「つ」相談を開設

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じます。

【日時】3月26日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時(要電話予約)

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあつせんではありません